

## 東京都児童福祉審議会 第9回専門部会 審議概要

1 日時 平成15年11月20日(金) 18:18~20:04

2 場所 都庁第一本庁舎 33階 特別会議室N6

3 会議次第

<議事>

1 議事

(1) 資料説明

(2) 審議

2 今後の進め方について

4 出席委員

網野武博部会長、浅川澄一委員、窪田由美委員、山田昌弘委員

<臨時委員>永瀬伸子委員

5 資料

(1) 東京都福祉審議会専門部会委員名簿

(2) 第9回専門部会行政側名簿

(3) 平成14年度 病後児保育事業の施設別実施状況

(4) 都における保育事業費の状況

(5) 「小一プロブレム問題」アンケート結果

(6) 最終報告の骨子(案)

(7) 第8回専門部会における主な意見

(8) 東京都児童福祉審議会第8回専門部会審議概要

(9) 「中間のまとめ」に寄せられたご意見

<参考資料> 今回ご欠席の委員から寄せられたご意見

開会

<議事概要>

1 議事

(1) 資料説明(資料3~5) 松岡子ども家庭部計画課長

○資料3 平成14年度の病後児保育事業の施設別実施状況

- 都内で病後児保育を実施している施設は28か所あり、その半分弱は保育所、残り半分は診療所その他。保育所の利用率はおおむね30%程度。診療所の利用率は、高いところでは60%台の施設が3か所、50%台の施設が1か所

○資料4 都における保育事業費の状況（平成15年度予算）

- 認可保育所の歳入、国庫補助金の受入額は32億8,800万円。歳出は、保育所運営費都負担金が167億円、補助金を含めた合計が338億円。そのうち国制度に基づくものが198億円、国制度に上乗せしているものが79億円、都の単独事業が59億円。民間社会福祉施設サービス推進補助は93億円
- 認証保育所は、国庫補助がなく、都の歳出だけで合計37億円

○資料5 「小一プロブレム問題」のアンケート調査結果（板橋区幼児教育振興検討会）

- 小一プロブレム的な児童がいないクラスは34%。いるクラスのうち、人数が1人との回答が約15%で一番多く、次いで2人が12%
- 小学1年生について思っていることでは、「わがままを言う子が増えた」、「『ばか、死ね』などの攻撃的な言葉を言う子が増えた」という回答が多い。
- 「小一プロブレム」の原因と思われることでは、「家庭の教育力が低下した」89.3%、次いで「何でも自由という社会風潮がある」68.8%、「幼稚園・保育園の生活と小学校の生活に大きな差がある」27%。保育園または幼稚園で「集団での過ごし方を教えていない」という回答は、若干保育園のほうが多いがそれほど変わらない。
- 幼稚園と保育園の就学前教育に望むことでは、どちらも一番多いのが「集団行動を身につけさせてほしい」ということだが、回答数はそれほど変わらない。その他「基本的な生活習慣を身につけさせてほしい」や「多様な経験をさせてほしい」という回答が多い。

(2) 審議

○永瀬委員 資料4の（都単）は何かを教えてほしい。歳入というのは、国基準に基づいて東京都に国から入るものと思ってよいのか。歳出のうち、事業区分が国となっているものは国基準に基づいて都が出すもので、都単となっているものは国基準に基づかずに都が加算して出しているということか。

○松岡子ども家庭部計画課長 国の基準にさらに都が単価等を上乗せしているものや、国の基準でははまらない部分に、さらに都が独自の基準で補助を出せるようにしているものを（都単）と表現している。

○浅川委員 この出し方だが、区が幾ら出すから都がその何割を出すというふうに出ている数字なのか。つまり、区が要らないといたら都もつき合わなくていい数字なのか。数字

が積み上がる経過はどうなっているのか。

○松岡子ども家庭部計画課長 加算補助は、例えば零歳児保育特別対策事業のような、事業に対して出ているものなので、その事業を行なっているところに対しては、国または都の基準で出す。その負担割合は、例えば、国が3分の1、都が3分の1、市町村が3分の1など、事業によって違う。

事業を行なっている場合に、区を通しての申請を基に都が出すもので、必ず区市町村の歳出も伴う。

○浅川委員 全く加算運営費を受け取っていない市町村というのではないのか。

○松岡子ども家庭部計画課長 私どもが調べた範囲では、おそらくないと思う。

○永瀬委員 そうすると、例えば零歳児保育をすところに対して保育士の配置を少し上乗せするというような形で出しているということか。一般に言われるような、公務員の給与が上がるからコストも上がるという部分はここには入っていないくて、ある事業に対して出している。公務員給与格差是正は、雇い主である区の負担にはなっているかもしれないが、都加算には無関係と思ってよいか。

○松岡子ども家庭部計画課長 資料4の歳出の部分、いわゆる区市町村の保育所に対して都が出している補助金は、基本的には人員を増配置するとか、ある職種の人員をつけるとか、そういうことに対しての補助金になるので、給与の単価に影響されるものではない。民間社会福祉施設サービス推進費補助は、現状では、民間施設に対して給与水準をレベルアップさせるために出しているものなので、給与単価の上乗せの補助ということになる。

○永瀬委員 そうすると都加算というものは、例えば0歳児に対してより手厚く人が配置されているとか、延長保育に対してより手厚く人が配置されているというのが主なもので、そういう事業を行う保育所に対して、事業を誘導するような形で出されていると思えばよいか。

○松岡子ども家庭部計画課 基本的にはそうだ。

○浅川委員 11時間箇所保育対策事業の、通勤距離が遠隔化しているというのはどういうことか。要するに遠いところから通っている人の交通費をここから出しているということか。

○松岡子ども家庭部計画課長 保育所の利用者の通勤距離が遠隔化しているため、11時間ぐらいの延長保育が必要になるということだ。

○浅川委員 常勤保育士の配置・パート保育士加算とあるが、具体的には残業代を払っているということか。

○松岡子ども家庭部計画課長 残業代に使う可能性もあるし、パートで雇う可能性もある。使い方を完全に縛っているわけではない。

○浅川委員 暖房費というものもあるが、東京都で暖房費を出すのは、ちょっと常識外れだとは思わないのか。全部で52億円も出しているが、認証保育所は別に手当でももらわないで13時間開所している。認可保育所は、それよりも2時間少ない11時間開所するためにこんなに余計な金をもらっていると。それでいて延長保育をやっているところは少ない。むだなお金だとは思わないのか。

○網野部会長 認可保育所は、公立・私立含めて11時間開所を原則としているので、それを超えて開所する場合に、いろいろ必要もあるだろうという趣旨なのだが、通勤距離が遠隔化していることに伴うというのは、やはり保護者のことだろう。

○白石子ども家庭部長 国は11時間開所を義務づけているが、実際には、全国的には各子どもに対する保育は8時間を原則としている。だから保育士を充てるときには8時間分の保育士を充てればいい。しかし東京の場合には保護者の通勤距離が長くなっているので、11時間開所の中で実際に11時間預ける人も多いただろう。そういう意味で余計に人が要するという考え方だ。

○浅川委員 11時間が原則ではないのか。

○白石子ども家庭部長 開所時間は11時間だが、実態としての保育時間は8時間だ。

○網野部会長 最低基準では保育時間が8時間とされているが、これを子どもの保育時間、保育者の保育時間として考えるのが原則で、保育所は保護者のニーズに応じて11時間開所という部分を8時間のローテーションでやる。確かに子どもは11時間預けられる場合もあるが、基本的には8時間や8時間以内が多い。仮に11時間までということにしても、こういうふうに事業として加算されてきた背景には、やはり職員の労働基準を守らなければいけないということがあると思うが。

○浅川委員 普通の企業だって、8時間勤務の人が11時間働いたら3時間の残業代を払うわけだが、それは当事者の市町村がやればいいのであって、都がわざわざ加算して面倒を見る必要はないのではないか。どうして都が、全国で11時間開所が原則になった時に余計な分を払うようになったのか。そういう過去の経緯、理由がわからないと、外せという議論ができない。

○白石子ども家庭部長 11時間開所保育という名称になったのはわりと最近だが、都では昭和45年から始まっている事業だ。先ほども申し上げたように、保育所の保育時間は8時間が原則だったが、東京の場合には通勤距離が遠隔化しているということもあって、昭和45年から特例保育事業というのを開始した。当時東京都としては、保育事業は非常に重要であり、東京都が率先してこういう特例保育をやってほしいという、そういう意思で事業化をした。

○浅川委員 多分そのときはほかのところはやっていなかったのだろうが、今は11時間保育というのはそんなに珍しいことではない。時代の変遷とともに、もう都の役割が終わったからと引き上げてもいい。

○網野部会長 コストと負担という検討項目の関連で、資料要求があったものについて事務局でまとめていただいた。実際に一つ一つの加算をどうするというよりも、全体的な議論を行う際の参考ということで使うようにしていきたいと思う。

資料3では、病後児保育は、以前は診療所や病院で行うことが多かったが、東京の場合は保育園がこのように広げている実態があるというのがわかると思う。

資料5は、乳幼児期の健全育成と保育という趣旨で、四、五年前からいろいろ取りざたされてきた学級崩壊、授業崩壊の背景、特に小学校1年生の子どもたちが小学校へ入って、教員から言うと、教室の中で静かにするとか、ルールを守るとか、全体の集団行動がとりやすいようにするというのを当然前提とする教育が、非常にやりにくくなったと。当時もいろいろ議論されたが、保育園、幼稚園、とりわけ保育園はどのように保育をしているのだろうか。小学校へ入ってきた途端に、このようにばらばらであったり、落ちつかないで歩き回ったり、授業が成立しないと背景には保育園の影響があるのではないかとということが議論されたり、意見として述べる方たちがいた。文部科学省の調査でも、学級崩壊、授業崩壊の背景に、保育園の影響というのが回答の項目としてあった。これはかなり議論されていて、今の資料説明の中でも、そういった「小一プロブレム問題」の原因と思われることとして、「保育園、あるいは幼稚園で集団での過ごし方を教えていない」というのは率としては低いという指摘があったが、これも保育の質をどう受けとめるかということと関連するので、今後の議論に関連させることがあればご意見をいただきたい。

○窪田委員 「小一プロブレム」という言葉は初めて聞いたが、下の娘が今小学校1年生なのでこの資料を興味深く読ませていただいた。4番の原因のところに、「幼稚園、保育園の生活と小学校の生活に大きな差がある」というのが28%ぐらいある。私自身は娘を幼稚園に通わせていたが、今小学校1年生になって、それほど大きな差はあるようには思えない。ところが28%の方がそういうふうにいるという背景には、やはり親の養育力の低下があるのかなということを感じた。

幼稚園と保育園の一元化ということも、以前にお話が出ていたかと思うが、幼稚園教育と保育園教育とそんなに大きな差があるのかなと疑問に思う。それほど大きな小学校生活との開きがあるようには思えない。幼保一元化を実際にやられて、どのような効果が子どもたちに見られるのか、もしわかるなら教えていただきたい。

○網野部会長 今の点は、今後、児童の健全育成と保育を議論していく中で、指摘していただいたことを踏まえて進めたいと思う。ただ、資料として、もし事務局で何かあればお願いしたい。厚生労働科学研究では、幼保一体の保育をしていることについてのプロジェクト研究などもあったので確かめてみるが、東京都でも何かあるようならご用意いただきたい。

### (3) 資料説明(資料6) 松岡子ども家庭部計画課長

#### ○東京の保育の将来像

- これからの保育所は、在宅子育て家庭も気軽に利用できる子育て支援策の1つとして、  
1) 必要とする人が、2) いつでも必要とするサービスを、3) 適正な負担で、4) 安心して、利用できるようにすべき
- そのためには、多様な事業者がサービスを競い合うことにより、利用者本位のサービスを実現
- また、5) 子育てに悩む親を支え、子どもの健全な成長を支えるような機能を持つ地域拠点となるべき

#### ○東京の保育の現状と課題

1. ・時代にそぐわない保育所入所要件  
・保育所利用者と、在宅子育て家庭が受けるサービスの格差
2. ・需要(都市型保育ニーズ)と供給のミスマッチ  
・進まない民間事業者の参入  
・認可と認証の競争条件の格差
3. 認可保育所を利用できる人とできない人との間の、保育料の負担の格差

4. 問題のある施設が存在
5. 現在の子育て支援施策は、保育に偏り、在宅子育て家庭への支援が不十分

○改革への具体的な取組

1. 「保育に欠ける」から「保育を必要とする」へ

- ・在宅子育て家庭も利用できる認可保育所
- ・認証保育所の拡充

2. 量的拡大と多様なサービスメニュー

- ・多様な事業者の参入
- ・補助金のあり方の見直し
- ・認可と認証の競い合い
- ・既存の施設（学校等）の活用

3. 公平で、適正な保育料負担

- ・受益に見合う適正な利用者の負担
- ・利用保育施設による保護者の負担の差の軽減
- ・低所得者層への配慮

4. 保育の質の確保

- ・行政による監査指導の徹底
- ・第三者評価システムの拡大
- ・保育者の資質の向上
- ・認可外は認証へ

5. 子どもの健全育成

- ・労働環境の整備
- ・家庭の養育力の強化
- ・子育て支援のための保育所の役割強化
- ・幼稚園教育との連携

○今後必要と思われる検討課題

- 認可保育所・認証保育所の今後の展開
- 保育を必要とする児童に対しては、認可と認証が競い合うことによりサービスを拡充
- 福祉的保育ニーズと一般的保育ニーズに対する認可と認証の役割分担のあり方
- 保育制度に関する国への提案要求
- 補助金のあり方の見直し
- 公平で、より事業者の創意工夫を促す補助のあり方

- 適正な保育料負担
- 利用施設による保護者の負担の差の軽減
- 保育の質の確保
- 保育者の資質の向上
- 子どもの健全育成
- 労働環境の整備
- 家庭の養育力の強化
- 幼稚園教育との連携

#### (4) 審議

○網野部会長 資料6は、最終報告に向けての再確認と、方向性として重要なものを、東京の保育の将来像のところに挙げている5つの視点でとらえた場合の今後の課題、論点を中心にまとめていただいている。

次回以降、いよいよ企画起草委員会ということで具体的な議論に入るが、今日はこの全体的な視点からいろいろとご意見をいただいで参考にしていきたい。

○永瀬委員 「中間のまとめ」に寄せられたご意見の中で私もそうだなと思ったのは、サービスが非常に前面に来ていて、子どもを育てていくという視点にやや欠けるのではないかという意見だ。例えば7番目に、子どもに必要なのは、サービスじゃなくてティーチ、教育、保育であるというご意見がある。介護の場合には相手が大人だから、サービスが中心かもしれないが、保育の場合は、親に対しては利便性とか、開所時間というサービスもあるだろうが、子どもに対しては守り育てることなのかなと。サービスという言葉が非常に目立っていると思う。

東京の保育の将来像の「多様な事業者がサービスを競い合うことにより、利用者本位のサービスを実現」という、この利用者というのは誰なのか。そしてサービスというのは何なのか。子どもと親のためのケアと養育環境をつくり出していくということを目指すべきだと思う。そして、子どもと親によってニーズがいろいろ違うので、それに見合ったものを選べるような養育環境をつくり出していく。そういう意味での多様化が必要なのかなと思う。

また「在宅子育て家庭も気軽に利用できる子育て支援策の1つとして」とあるが、これが在宅子育て家庭も視野に入れるという意味なら良いと思う。子どもと親のニーズというのは何種類かある。例えば長時間働き続ける人たちのニーズ、それから、無職の人で、初めて子育てをするときはどうしたらいいかわからない、孤立してしまう、あるいは何かネットワークに入りたい、あるいは少し教えてもらいたいのに親が遠い、そういう人たちが必要としている場づくりとか、教えてもらうためのニーズ。さらに、もっと問題を抱えている、例えば子どもとの関係がうまくいかなくて虐待が起きる家庭などではニーズの種類が違うと思



う。それに見合ったような形での保育が必要で、それは保育所だけでできるのかどうか。保育所で、フルタイムで働いている人の子どものすぐわきで、親子が気軽に来れるようなものをうまく運営できるのかどうか疑問だ。新たにそういう部屋を設けて、そういう仕事に従事する人を確保した上で行うことはできるかもしれないが、そういう意味でここに書いてあることをもう少し書き直さないことにはどうかなと感じた。

それから、東京の保育の現状と課題としてここに書かれている5つのことはみんなそうだと思うが、6番目として。私は、子育てが非常に隅に押しやられているという印象を持っている。子育てが、ごく限られた年齢の女性たちが、ごく限られた主婦という形でやっているか、あるいは、2～3割程度は保育所の中に入っているかもしれないが、いずれにせよ非常に隅に押しやられてしまっていることが東京の問題かなと。もう少し違う地方もあると思うが、東京の場合は、男女ともにフルタイムで働いている人の労働時間が非常に伸びているので、子育てというものが押しやられている。働いていない人が、大抵それは若い女性だが、その人たちが自分たちだけが子どもを見なくてはいけないというふうに押しやられるという形で、子育てが大変隅に押しやられてしまっているのが東京の保育の現状の問題点であって、公的機関にできることは、そういう現状を変えるための仕組みづくりをするのかなと。

そのために何が必要かという点、サービス重視というだけではなくて、それぞれの人たちのニーズに見合ったようなものの提供。それから、やはり子どもと親本位、そして、単に便利というだけではなくて、子どもが育つというのはどういうことなのかということに、もっと視点を置くことなのかなという気がした。

「中間のまとめ」の保育サービスの基本的なあり方で、「必要な人が、いつでも適正な価格で、質の高い保育サービスを選択」とあるが、さっき言ったようにニーズは画一的ではない。かなり長時間働くという人たちのニーズと、子どもをどうやって育てたらいいのかわからないで孤立化している人たちのニーズ、それから、もっと問題を抱えている人たちのニーズというのは違うと思うので、そういうことを視点に置いた上で、必要な人がいつでも適正な負担で、質の高い保育、あるいはそういった支援を受けられるような体制を考えていく。その際には、もちろんコストの問題があるので、それは単に行政が提供するだけではなくて、そこに親教育も入ると思うのだが、親、例えば主婦の人たちや父親を巻き込んでやっていくようなことも考える。すると、コストだけ、サービス重視だけではない視点が入ってくるんじゃないかと思う。

○浅川委員 今の永瀬委員のサービスの話だが、この7番のご意見のところにもサービスの和訳に「役立つ」とある。サービスというのは、対価をもらってそれだけの労働提供をするわけですから、保育サービスというのは保育に役立つということであって、これはサービス業と捉えて何ら問題はない。

もとをただせば、サービスという言葉は、国の社会福祉の基礎構造改革を基本に、戦後の

50年の社会福祉のあり方を見直そうというところからスタートしているわけで、福祉は一部の人への救済事業ではない、つまり措置ではない。これはサービスに転換しなくてはならないんだと。一部の人だけではなく、大多数の国民がその利用者になってきたのだから、保育も、障害者や高齢者のケアもサービスに転換すべきであるということで大きな改革がなされているわけだ。サービスというのは、対価の一部を利用者が支払う構造にしよう、税金を使って、全くの無料でやる時代ではなくなったんだと。そこからさまざまな経営主体がサービスを支えるために参入していこうという歴史的経緯があるわけだから、保育にしても、高齢者にしても、サービス業という形で、ただ、全面的に自由価格であるとか、規制が全くないとかいうものではなくて、一部限定的な規制を加えた上でのサービス業ということであれば、保育サービスという言葉は、極めて正しい使い方であると思う。

次に、改革への具体的な取り組みの2.の中に、量的拡大のための施策として「既存の施設（学校等）の活用」という非常に重要な項目が触れられているが、今後の検討課題から抜け落ちているのは納得がいかない。補助金のあり方の見直しや認可と認証の競い合いということは入っているが、東京は全国一の待機児童を抱えているわけだから、何とかしてサービスの量的拡大をしなきゃいけない。量的拡大をするやり方として、今認証保育所という東京都独自の保育システムがあるが、それだけではまだ足りない。

文部科学省は空き教室を余裕教室と言いくるめて小中学校の教室があいていないようなことを言っているが、実際にはベビーブーム世代につくられた小中学校の生徒はほぼ3分の1近くに減っているのだから、東京都内の小中学校は空いている教室がたくさんある。幾つかの保育所が分園として近くの小学校を使っているが、残念ながら、世田谷区の砧南中学校が1校認証保育所に使われているだけで、ほかに教室を保育所そのものとして使っている事例はない。ここは大きな突破口だと思うので、ぜひ教育委員会の方もここに同席していただいて、なぜ学校の空き教室が保育所として使われていないのかというお話を伺いたい。今後の検討課題に、この学校の活用をぜひ入れていただきたい。

○永瀬委員 今のサービスの説明だが、確かにそういう見方はあると思うが、一般の人がサービスと聞いて受けるイメージはどうか。今まで措置だったがもうそうではなくなった、そういう視点で見てほしいというのは、そういうことに携わっている内部向けの文書では有効かもしれないが、一般都民に向けて言う言葉として、保育サービスというのが果たしているのかどうか。

もう一つ、今後必要と思われる検討課題の中の、福祉的保育ニーズと一般的保育ニーズに対する認可と認証の役割分担のあり方というところだが、一般的保育ニーズというのは一体何なのか。在宅の方も就労者もみんな一般的保育ニーズに入れられるのか、それともニーズが高い、例えばフルタイムで非常に長時間勤務の人のことは福祉的ニーズと呼ぶのか、その辺のところを伺いたい。私は、一般的保育ニーズといっても内容は少し違うので、それに対する配慮は必要ではないかと思っている。

それから、子どもの健全育成というところで加えていただければと思うのだが、育休から保育所に移る時期が非常にぎくしゃくするようなので、そのつなぎというものの配慮が、あまり大きなことではないが、実質的には非常に大きな意味を持つのではないかと思う。

○浅川委員 サービスの話だが、認証保育所は一般的に高いと言われているが、補助が国基準だからそれなりの要員しか配置できない。パートタイマーも入れてコストを節減しているが、補助が少ない分を利用者が払うのは当然だろうという中で、既に広まっている。居住環境というか、園の環境によって利用者の支払う料金が違うというのは、もう現実に東京都の場合には行われて浸透しているわけだから、サービスという意識は十分にあると思う。

一律に収入に応じて利用料金が違うのとは別体系の認証保育所は、上限は決まっているが、立地場所や建物の構造、保育士の給与などのさまざまな要因で、事業者が保育料金を自由に決めているわけだから、もう純然たるサービス業になっている。その意味でも、サービスという言葉を使うのは、何ら問題ないと思う。

○永瀬委員 私は全てサービスという言葉を取る必要があると言っているのではない。基本的な考え方として、サービスという視点だけではなくて、子どもと親のための、よいケアと養育環境の実現という視点はとても重要だろうということはぜひ入れていただきたい。

○網野部会長 その点は、今後議論するときにも非常に重要だと思うので、少し整理させていただいて次の論点に入りたい。

お二人の委員のおっしゃっていることは、基本的に利用者というのが保護者だけではなくて子どもも当然含んでいるという点で、同じ視点ではないかと思う。一般に、利用者主体とか利用者本位、競い合うことで利用者本位のサービスを実現するというと、いかにも保護者のためというニュアンスが強過ぎるのではないかという視点も含めて議論があったと思う。サービスの解釈というのはいろいろあって、いわゆるヒューマンサービスという意味での非常に現代的な福祉の実践の言葉なので、その言葉を使うか使わないかは検討する必要があると思うが、趣旨はかなり共通なのではないか。

特に必要なのは、子どもの視点、守り育てるということを十分含んだサービスの提供ということをお大事にしたいということかと思うので、その点を少し確認させていただく。

○山田委員 子ども本位というのはよくいろいろ言いわけに使われるが、果たして認証保育所に預けられている子どもと、認可保育所に預けられている子どもは、保育内容が違ってくるだろうか。例えば幼稚園と保育所は明らかに内容が違うというのはわかるし、さらに、無認可、いわゆるベビーホテルと保育内容が違うというのもわかるが、認可と認証というのは保育内容に差があるのだろうか。つまり、預けられた子どもの立場に立つと、認可に預けられたほうがいいのか子どもは思うのか、それとも、別にどっちでも同じだと考えるのか。内容ま

で踏み込むとそうならざるを得ない。そうなったときに、子どもにとって同じなら、どちらがコストが安いのかとか、親にとっての利便性とか、そういう議論にいくはずだ。

私は、東京ではなく、ある市の駅の保育所と私立を見学したことがあるが、別に子どもにとっては関係ないと思う。サービスがどうだというと、認可に預けるのは子どもにとって悪いというようにとられかねないので、その点はちょっと確認させていただきたい。

○窪田委員 お子さんをある認証保育所に預けていたが、認可保育所が空いたのでまた預け直したというお母さんから聞いた話だが、駅前型という形での認証保育所は、わりとお庭がない。結局、お部屋の中で子どもたちが遊ぶ形になるので、親として見れば、やっぱり土のあるお庭を駆け回らせたいというニーズがあった。これはもちろん親御さんだけではなくて、お子さんも当然土で遊びたい、お部屋の中は嫌だという窮屈感を感じていたということで、認可保育所のほうに入り直した。多少、そういう遊ぶ環境を配慮するという部分もあるのではないかなと思う。

○浅川委員 認可保育所でも、園庭がなくても運営できる。認証保育所はもちろん園庭がなくてもいいわけだが、認可保育所も東京都の場合には園庭がなくても開園しているところがあるから、園庭があるなしをもって、認証と認可の差にするのは事実が違う。

ただ、一般的に、認可保育園のほうが昔からあって、認証保育所はたかだかできて3年ぐらいだから、認可保育所に園庭がある可能性は高いが、それをもって認可と認証の違いという結論を引き出すのは間違いだろうと思う。

○永瀬委員 まず、認証と認可と保育の質が違うと、私が考えているかという点だが、それはそれぞれだろう。どっちが特にどうということはないかもしれない。そういうことを言っているのではなくて、保育の目的としてサービスを競い合うというと、どれだけ長時間預けられるだとか、お迎えに例えば駅に行ってあげるとか、電話一本で今日は3時間余分に預かるとか、そういう印象を受けるのだが、子育ての基本のところ、サービスの競い合い、サービスの重視と書いていいのだろうか。

認証で運営すべきか、認可で運営すべきかという技術的な話じゃなくて、大きな目標として掲げるときに、子どもを育てているんだという視点は、とても重要だろうということをお願いしたい。

ちなみに、私が知っている限りではプログラムはいろいろ違う。認可はある程度標準化されているが、認証は、例えばお絵かき教室が来るとかいうところもある。また、さっきの園庭の話だが、私はやはり子どもには園庭が必要だと思う。0歳児で寝ていれば別かもしれないが、一定の年齢になったら、子どもにはやはり庭を与えてあげたいと思う。親がどうしても駅前がいいというのであれば、園庭がない園の運営が禁止される必要はないと思うが、多くの日本の子どもが、東京の子どもが育っていくときには、園庭が欲しいという願いを実現

してあげたいなという視点が必要だということだ。

○山田委員 親にとってのサービスを強調するということと、親にとってのサービスを強調したら保育内容が悪くなるというのは、全然違うことだ。

○永瀬委員 保育内容というのには、子どもを重視した保育内容と、親にとって便利な保育内容というのがあり得る。

○山田委員 それは次元が別であって、保育内容がそのまま親にとってサービスがよくなればいいわけだ。親にとってサービスがよくなっても保育内容が悪くなっては困るが、保育内容が一律であれば、親にとってサービスがよくなったほうがいいに決まっている。

○浅川委員 永瀬さんは、長時間保育は子どもにとって悪いことだ、親が長時間労働してそのしわ寄せが子どもに来るから悪いことだと言っているわけだ。そういうことと言えば、親にとっての便利さというのは、子どもにとっては、かえって健全化を抑制するというか、悪化させることにつながるという話をしているわけであって、山田さんのように保育内容は一律と考えているわけではない。

長時間保育、深夜にまで子どもを預けているのは親にとっては便利だ。しかし、それは子どもの保育にとってはよくないから、それは考え直せというのが永瀬さんの本意だろうと思う。そういう意味ではお二人の意見は全然違う。

親にとっていいことは、子どもにとって悪いことになる面が結構ある。永瀬さんのおっしゃることはそういうことだろう。

○永瀬委員 それもあるし、例えば、すごくサービスがいいというのは、一般にはかしくということだ。

○浅川委員 対価の労働を払って対価のサービスを得るということは、別にかしくということとは違う。

○永瀬委員 でも、例えば、「何時間長くして」「はい」という関係かもしれない。子どもを育てるというのは、そうではなくて、金銭でやりとりできない部分があることをもっと視点に入れてほしい。

○山田委員 あらゆる労働は尊いもだから、保育労働だけをとりわけ尊い……、ある程度の基準は守らなくてはいけないことは絶対確かだが、保育労働だけが何か特別な労働というのは……

○永瀬委員 そうではない。今東京の保育を見ていると、ごく一部の人にしか保育は提供されていない。そこではもっと競い合いをとか、もっと長時間とか言われているが、大多数の人はそこから取り残されて、何も提供されていない。基本的なものとして、ある程度の、保育サービスというのだって結構なのだが、もっと幅広い人がアプローチできて、それはフルタイムで働いている人も、家にいる人もアプローチできるようなものがあって、そして、そこで提供されるべきものというのは、ごく少数の人に対して朝から晩まで提供する24時間の保育所ではなく、一般的なものとして、みんなが自分の次世代を育てたいと思うときに提供されるような、そういう形の保育所を考えたいということをスタンスにしてほしいということだ。

○浅川委員 世の中、理想論を言えば限りがない。現実には、保育所がないから仕事をやめなくてはいけない女性がたくさんいるために、保育需要が供給をはるかにオーバーしている。だから認証保育所ができたという過程があるわけだから、一般論の中であらゆる人に保育が必要だというのは当然の話だが、ここではむしろ都市型保育、東京の中でこういうふうな逼迫した需要があると。それにどう応えたらいいかという優先順位を考えながら議論していかなければいけないのであって、一般論的な高邁な話を幾ら織り込んでも、前進しないのではないか。

東京の人は通勤距離が長くて、あるいはさまざまなサービス業に従事する人がいて、極めて不規則労働が多く、これは子育ての環境にとっては必ずしもよいものとは言えないかもしれないが、しかしそういう需要があることは確かだ。社会がそういう形の労働形態を現実にも求めているし、それによって、多くの人の生活が成り立っているし、我々が深夜コンビニで自由に物が買えるのも、そういうところで働いている人がいるからこそだ。それを支えるサービスとして、保育サービスというのがあるわけだから、それをどうしたらいいのかというのがこの場の議論であろう。それは東京の特殊事情だからもう少し一般的にやればいっていいと言ってもそれは膨大なお金と期間がかかる話なのだから、当面何を優先順位にし、一番需要のあるところにどういうサービスを供給していくかというのが議論の立て方だろうと思う。

○永瀬委員 東京都だと、さっき24時間人々が働いていると言ったが、若い子どもを持つ人たちは無業の母親が見ているというのがおそらく8割方であって、保育所に入っているのが1割から2割だろうと思う。もちろん低年齢のところだが。

今、保育をどうするかといったときに、サービスの競い合いというのが何を言っているのかというと、多分目指すところは長時間働く人にはそれなりのサービス、それなりの保育をと、それから、今在宅にいて、非常に子育てがしにくいと考えている人にも、それなりのサービスをということだろうと思う。ただ、この全体の論調は、そういうふうに見えないので

はないかと言っている。

○山田委員 サービスの質は確保されると書いているので……。

○永瀬委員 それがわかるように書いていただければ、それで結構だ。

○網野部会長 そういう一番大事なところは何かという議論もほんとうに大事だ。今お聞きしていて、1つは、やはりさまざまな保育ニーズという言葉になるのだろうか。求められている背景で、これは議論した言葉の中には含まれていなかったが、私は、子どもの保育ニーズは、言葉では出ていないことが多いし、実際の生活の中で、これがそうだというふうにはっきり見えるものではないが、よりよく育ちたい、素敵な大人の人たちや子どもと接したいという、例えばそういうことも全部、私は保育ニーズだと思う。そういうものも含めてそのニーズにどう対応しサービスを提供するかということで、1つは、どんなニーズが都市型の場合に大事なのかという内容を踏まえて、その場合にも、例えば福祉的保育ニーズとか、一般的保育ニーズとかという分け方もあるだろうから、認可と認証の共通性とか、違いがあるとすればどのようなことかということもいろいろ出てくると思う。あと保育の内容に関しては、言葉で言えば保育の質の議論なのかなと、今お聞きしていた。

幼稚園と保育園は内容が同じかどうかということ、同じである部分もたくさんあるし、異なった目標とか方針もある。そういう意味での内容でいえば、認可でも認証でも認可外でも、基本的には同じことを目指していると思うので、今議論されていることは、そういうニーズに対応して、どれだけ保育の質がきちっと確保されているかという部分かと思う。検討課題で出ている、保育の質の確保とか、子どもの健全育成というところで、今の議論を深めていける部分があると思う。

そして、都市型ニーズ、あるいは認可・認証保育所の今後の展開というところで、主に議論される場所かと思う。

この点は、言葉だけの意味になると、具体的に語り合う内容がちょっとずれるかと思うので、必要なら共通の言葉を使うように努めたいと思うが、とりあえずは今いろいろ議論いただいたことについては、そのような方向で持っていければと思う。

○窪田委員 今後必要と思われる検討課題のところの、子どもの健全育成について。先ほど永瀬先生もおっしゃられていた子育て支援のための保育所の役割なのだが、保育所が具体的に、一般家庭とか一般的保育ニーズに対応するためにどのようなサポートができるかという、よく見えない部分があるかと思う。公的機関が具体的に何ができるのかというものができてこない。それに関してはこれから議論をなさっていくことかとは思いますが、やはり子育ては経験が物を言うと思う。もちろん、保育士さんの中には子育て経験をされている方もいらっしゃるかもしれないが、中には独身の方もいらっしゃる。そうすると、幾ら保護

者をサポートするといっても、具体的に追いつかない部分もあると思う。そういったときに、保護者同士、あるいはそういう子育ての悩みを抱えている自助グループ、そのような普通の民間グループをサポートするような体制が公的機関のほうに整っていれば、もっと気軽にできるんじゃないかなと思う。

例えば、今、大日向先生が港区のほうでやられているNPO団体のような機関と公的機関が共同して事業を行なうとか、せめて子ども家庭支援センターのほうが主体的にそのような形をとるとか、公的機関と並行して民間機関が動けるようなサポート体制が、私としては欲しいと考える。

○網野部会長 いろいろ議論をしていた中で、ある程度まとめさせていただいた部分を除くと、1つは、改革への具体的な取り組みに書かれている既存の施設、学校の活用ということ、今後必要と思われる検討課題として含んで議論すべきというご意見。それから、今後必要と思われる検討課題の子どもの健全育成の中で、自助グループやNPO、保護者同士の力も含めた方向での子育て支援について検討すべきというご意見。また、育児休業からのつなぎということで、具体的にどのように進めていくかを議論すべきというご意見。これも今後議論して具体的に見ていくことになるかと思う。

○永瀬委員 もう一つ、保育の質の確保のところ、認証保育の雇用者をどういう雇用者にするかということについて、むやみに非正規の人が増えるような形での雇用でいいのかなと私は思っている。ある程度、一定の質の人が応募するような割合が確保されるようなものであるといいなと思う。

○浅川委員 保育士資格の比率は決まっている。

○雑賀子ども家庭部子育て推進課長 認証の場合は正規職員、それも有資格者は全体の6割以上ということで基準を決めている。

○永瀬委員 その6割というのは、認可はどうなっているのか。

○雑賀子ども家庭部子育て推進課長 認可の場合は全員が有資格者だが、非常勤でも構わない。認可も今は、全員が常勤職員である必要はなくなっている。

認証の場合は正規職員、4割の部分については、特に保育士ではなくて、幼稚園教諭でもかまわないし、極端に言えば無資格でも構わない。6割については常勤職員で有資格者と。認可の場合は、非常勤の職員でももちろん構わないが、保育士の資格は要ということになる。



○永瀬委員 短時間保育士の割合は決まっていないのか。

○松岡子ども家庭部計画課長 以前は2割までという枠があったが、去年の7月にそれが撤廃されて、現在は、1つのクラスに1人以上、乳児の場合は2名以上常勤がいればよいという要件になっている。

○浅川委員 認可も認証も、パートタイマーと常勤で区別をつけることはできない。それは園の方針だから、パートタイマーの比率が非常に高い認可保育所もあるし、認可保育所よりも常勤職員の割合が高い認証保育所もある。

○永瀬委員 日本はまだそうになっていないのかもしれないが、アメリカでは保育士というのはガソリンスタンドの従業員のようなもので、非常に回転率が速いというふうに言われている。そして、余り仕事の経験がない人が多いと言われていて、日本では一定の規制があることがそれをとめていたのかなと思っていた。認可もそれが外れたというのを聞いて、ちょっと驚いている。

○網野部会長 保育の質の確保というところで、保育者の専門性と、勤務の状況と、両方絡んでいるかと思うが、いろいろ議論をし、実証的にいろんなものが出てきた場合、例えば認証保育所の基準はこう改めたほうがいいのか、そういう議論になったときに、この点はまた深めていきたいと思う。

松原委員からのご意見に関連するところもあったが、これらもまた踏まえた上で今後の企画起草委員会に入りたい。

## 2 今後の進め方について

○企画起草委員会を12月、1月、2月と3回開催し、都市型保育サービスへの転換と福祉改革を実現するための具体的な取り組みについての検討。その後、企画起草委員会で検討した内容を専門部会で審議し、拡大専門部会を経て、4月を目途に本委員会に報告する予定

○次回は12月中旬以降を予定。日程については改めて事務局から調整させていただく。

閉会